平成２５年（フ）第２８７号
埼玉県吉川市吉川団地５番５号102
債務者　古原　章代
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６２８号
千葉県習志野市東習志野５丁目30番４―215号
債務者　遠藤　惠子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２９号
千葉市花見川区作新台３丁目６番17号　エクセル斎藤101号
債務者　大野　哲平
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５０号
千葉県船橋市夏見台４丁目８番30号　サニーコーポ高橋201号
債務者　高田　博行
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７７号
千葉市稲毛区小中台町673番地１　カサブランカ６号棟113号
債務者　山田　一晴
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９２号
千葉市中央区港町12番25号　ダイアパレスポートアネックス千葉305号
債務者　沢目　忠人
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９８号
千葉市中央区浜野町1010番地４
債務者　江澤　隆宏
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３８号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1097番地12
債務者　池田由美子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
岡山県倉敷市堀南982番地３　ソレイユ102
債務者　宮崎　大雄
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市西中新田268番地１　小野コーポ102
債務者　湯淺　　翔
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
岡山県倉敷市宮前382番地７　ウイング倉敷212
債務者　赤堀　康子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
高知市神田23番地１　県住Ｒ１―201
債務者　吉本　信子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９４号
高知市本宮町49番地１　みその荘１Ｆ東２
債務者　中山　正子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０６号
高知市南宝永町17番７号　２Ｆ
債務者　春名　朱実
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４０号
群馬県高崎市中泉町626番地６
債務者　今井　幸子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１４１号
群馬県高崎市中泉町626番地６
債務者　今井　祥大
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１６１号
埼玉県深谷市田中228番地　未来予想図Ⅱ―202号
債務者　田島　郁麗
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１６２号
埼玉県深谷市田中228番地　未来予想図Ⅱ―202号
債務者　田島せい子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部